下呂市監査告示第3号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、定期監査の結果に基づく措置について下呂市長から通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和 4 年2月 22 日

下呂市監査委員　都 竹 基 己

下呂市監査委員　今 井 能 和

平成 27 年度から令和 2 年度に実施した定期監査での指摘事項に対して改善中または未措置であった事項について、現在の措置状況について次のとおり通知があったので、その内容を公表する。

（単位：件）

監査の種類	実施年度	対象件数（改善中又は未措置の件数）	今回調査の結果		
			措置済	改善中	未措置
定期監査	平成 27 年度	3	3	0	0
	平成 28 年度	1	1	0	0
	平成 29 年度	5	4	1	0
	平成 30 年度	5	4	1	0
	令和元年度	7	4	3	0
	令和 2 年度	9	7	2	0
合　　計		30	23	7	0

■以下は、措置状況の詳細である。

平成27年度

【監査対象課名：上下水道課】　　（定期監査結果報告日：平成 27 年 12 月 24 日）

指摘事項	（下水道使用料にかかる延滞金について） 下水道使用料について、下呂市下水道条例第 34 条第 2 項に「指定された納期限（以下「指定納期限」という。）までに、その納付すべき金額を納付しない時は、納付すべき金額にその指定納期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じて、料金に年 14.6％（略）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。」と規定されています。しかしながら、延滞金の徴収は行われておらず、合規性を欠いていることから、条例に基づいた運用をしてください。 また、同じ公債権である下水道事業受益者負担金にかかる延滞金については、条例の規定がなく、私債権である水道料金については、民法で規定する遅延損害金も徴収されていません。延滞金や遅延損害金は、公平、公正性の確保と、期限内納付の促進という観点で重要な制度と言えることから、延滞金等の徴収について見直すことが必要と思料します。	
区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	下水道使用料延滞金につきましてはご指摘のとおり、徴収を進めたいと考えています。下水道使用料は、「下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例」に基づき運用したいと考えています。	

【監査対象課名：生活課】　　（定期監査結果報告日：平成 27 年 12 月 24 日）

指摘事項	（市営住宅敷金について） 歳入歳出外現金である市営住宅敷金について、財務会計の合計金額と管理台帳の合計金額が不一致となっていることから、早急に原因分析を進めてください。また、今後は、定期的に財務会計と管理台帳の照合を行うようにしてください。	
区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	市営住宅敷金について、財務会計と住宅管理台帳が不一致であった原因は、合併前町村から引き継いだ住宅敷金に未処理還付金が含まれていたことが主な原因で、その後の追跡調査等により還付等処理を進めた結果、令和 4 年度をもって解決する見込みです。 現在は、半年ごとに財務会計と住宅管理台帳の照合を行うこととし、市営住宅敷金の適正管理を行っています。	

【監査対象課名：金山振興事務所】　　（定期監査結果報告日：平成 27 年 12 月 24 日）

指摘事項	（金山市民会館施設管理業務委託について） 金山市民会館の開館日（毎月第 2 月曜日及び年末年始は閉館、開館時間は午前 8 時 30 分から午後 10 時 15 分）における利用者対応を中心とした管理業務は委託され、委託業務の中に、市民会館の使用許可・減免許可申請書の受理と使用許可・減免許可書の交付がありますが、許可書の交付業務には事実上、許可・減免行為が含まれています。 この委託は施設管理の一部の業務委託であることから、使用許可等の権限は委託できないことになり適正を欠きます。なお、市民サービスを向上させ、同会館の管理運営を効果的かつ効率的に行うために、その業務を第三者が包括的に行うこととする場合は、指定管理者制度を導入することが適切です。	
区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	ご指摘の市民会館管理業務に関し使用許可等の交付が含まれていたことに関し、委託業務の適正化を図りました。 具体的には、金山市民会館事務所には委託業者の他に公民館主事（下呂市の嘱託員（地方公務員法 3 条 3 項 3 号に規定されている特別職）が 2 名勤務しており、今後、下呂市の嘱託員である公民館主事が許可業務を行うことで対応を行うことに改めました。 なお、公民館主事が不在の時間の受付については、これまで通り委託業者が仮予約として申請書の受付のみを行い、翌日以降、公民館主事が窓口へ見えた予約者に許可書を渡しております。 今後、市民サービスを向上と管理運営の効率化を図るため指定管理者制度の導入も視野に入れ検討していきます。	

平成28年度

【監査対象課名:総務課】　　（定期監査結果報告日:平成 28 年 12 月 26 日）

<table>
<tr><td>指摘事項</td><td colspan="2">（非常勤の特別職職員の費用弁償支給の取り扱いについて）
非常勤の特別職職員が、職務のため自宅から一旦市庁舎へ出向き、公用車に同乗して市外へ出張した場合の費用弁償について、支給額算出の根拠となる条例、規則等の解釈の相違から、一部において支給額に差異が見受けられました。
下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 5 条中の別表で、費用弁償は、「下呂市職員等の旅費に関する条例（略）における行政職給料表の 7 級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第 1 その他の区分を適用する。」と定められています。そして、下呂市職員等の旅費に関する条例で、日当の額や在勤地内における旅費について規定され、さらに同条例施行規則では、在勤地内における旅費について、日当の額を基礎として距離又は時間に応じた支給額が規定されています。
支給額の差異は、自宅から市庁舎までの交通費を在勤地内の旅費として旅費日当に加算するか否かによるものとなっています。これについて解釈が統一されておらず、自宅から市庁舎までに要した交通費を在勤地内の旅費として算入できるとする解釈がある一方で、在勤地内の旅費を支給すると、同一日における費用弁償の重複支給にあたるため在勤地外の一連の出張として取扱い、旅費日当のみを支給するという解釈があるものと思われます。それぞれの解釈による取り扱いは、前者は妥当性（費用弁償の重複支給）、後者は合理性（在勤地内と在勤地外における距離による支給額の均衡）に欠けるものと思料します。また、在勤地内の旅費は、規則で、距離又は時間のいずれかの要件を満たしている場合に支給されていますが、この規定による取り扱いも合理性に欠けるものと考えられます。
非常勤の特別職職員は職務を行うため要する費用の弁償を受けることができるとする、地方自治法第 203 条の 2 第 3 項の規定の趣旨に則って、費用弁償の支給方法について見直し、その上で、条例及び規則の明確な規定の整備について検討されるよう望みます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区分
（該当に〇印）</td><td>〇</td><td>1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>3. 未実施（何もしていない場合）</td></tr>
<tr><td>措置状況の内容</td><td colspan="2">当該条例に規定する非常勤特別職職員の市内の旅行における費用弁償について、行程の距離により計算する方法に改めるため、平成 29 年 3 月定例会において当該条例の一部改正を行い、平成 29 年 4 月 1 日施行しました。</td></tr>
</table>

平成29年度

【監査対象課名：財務課】　（定期監査結果報告日：平成 29 年 12 月 25 日）

指摘事項	（随意契約ガイドラインの作成について） 今回の定期監査で、指摘、意見として取り上げたように二つの公営企業会計において、随意契約とする根拠に疑義のある事例があった。随意契約は、手続きが簡便であることがメリットのひとつとされているが、安易に運用されてはならず、厳正な手続きが求められる。また、随意契約については、平成 28 年度の定期監査において、特命随意契約についての妥当性などの問題に加え、ガイドラインの作成についても意見を述べてきており、これに対し、今後整備する旨の措置回答があったが現時点で未作成であることから、随意契約の適正な運用を確保するために、ガイドラインを早期に作成されるよう再度要望する。	
区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	平成 30 年 4 月に「随意契約ガイドライン」を策定し、しらさぎ net（庁内 LAN システム）に「職員マニュアル」に掲載して全職員に周知しました。	

【監査対象課名：市民活動推進課】　（定期監査結果報告日：平成 29 年 12 月 25 日）

指摘事項	（舞台峠ドーム管理等業務委託について） 施設の使用許可行為が事実上受託者において行われている。使用許可は設置者たる市の管理権限であり、委託することはできないことから適正を欠く。	
区分 （該当に○印）		1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
	○	2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	舞台峠ドームは、この施設が建設された当時から現在に至るまで、隣接自治体と密接に施設管理と運営を行ってきております。このため、施設運用上の変更につきましては、相手方との十分な調整が必要であり、ご指摘の使用許可行為につきましては、事前協議を進めているところです。	

【監査対象課名：市民活動推進課】　（定期監査結果報告日：平成 29 年 12 月 25 日）

指摘事項	（下呂市地域振興事業補助金について） 下呂市地域振興事業補助金について、平成 29 年度は予算額に対して交付決定額の割合は 40.7％となっており、補助制度の周知は十分か検討する必要がある。ついては、市民が主体となった多分野にわたる地域活性化事業への支援の重要性と、補助金はより多くの市民・団体に活用されてこそ、より高い公平性が確保されるという観点から、更なる市民への周知に努力されることを要望する。	
区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	本年度の現時点での執行率は 72.9％です。令和元年度 64.3％、令和 2 年度は 97.8％です。コロナ禍の影響もあり、ソフト事業を控えていることと推察します。自治会会議での周知のほか、周知方法についても再検討します。（コロナ収束後、市民メール等）	

【監査対象課名：健康医療課】　　（定期監査結果報告日：平成 29 年 12 月 25 日）

指摘事項	（金山保健センターの有効利用について） 金山保健センターの使用頻度は著しく低い状況である反面、電気料等の維持管理費は、併設のゆったり館等との按分により、平成 28 年度は 365 万 177 円、平成 29 年度も 10 月までで 224 万円となっています。平成 18 年地方自治法の改正により行政財産の貸付範囲が拡大され、合併や行政改革で発生した庁舎、学校等の空きスペースの有効活用が可能となった。こうしたことを踏まえ、センターの有効活用について、多角的に検討されることを要望する。	
区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	過去には市内保健センターの集約化を検討したことがありますが、金山地域においてはどうしても遠方になってしまうため、金山地域の保健センターとして、引き続き利用していく必要があります。 また、金山保健センターは道の駅「飛騨金山ぬく森の里温泉」の一画にあるため、金山振興事務所や金山病院と共に有効活用についての検討もしています。 現在は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、保健所の許可を受けて、金山保健センター及び併設施設（やすらぎ館）の一部エリアを、金山病院の発熱外来用診察室・点滴室・検体採取室等に活用しています。	

【監査対象課名：金山病院】　　（定期監査結果報告日：平成 29 年 12 月 25 日）

指摘事項	（金山病院給食業務委託契約手続きについて） 平成 29 年度の金山病院給食業務委託は、契約期間 3 年の随意契約によることとして発注されているが、見積依頼業者 5 者のうち 4 者が参加辞退し、その内 3 者の辞退理由は、「受託開始までの準備期間が短い」「人員確保が困難」となっている。今後は、より公正性、透明性、経済性を確保するために、随意契約ではなく、性質及び目的が一般競争入札に適しない場合に採用される指名競争入札の方法によることとし、人員確保に要する受託者の準備期間等を考慮して、業務開始年度前の早い時期に入札を実施し落札者を決定するため、債務負担行為を設定することについて検討すること。	
区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	現在、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 カ年の長期契約とし、債務負担行為を設定し実施しています。 なお、令和 4 年度で契約終了となることから、令和 4 年度中に令和 5 年度から 7 年度までの長期契約における準備、入札執行を行う計画です。	

平成30年度

【監査対象課名:総務課】　　（定期監査結果報告日:平成 31 年 3 月 28 日）

<table>
<tr><td>指摘事項</td><td colspan="2">（附属機関について）
(1) 附属機関の設置根拠について
地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関に該当する組織の一部(9 組織)が下呂市附属機関設置条例に規定されず、各要綱等により設置、運用されていることから、附属機関設置条例で設置を規定する必要があると思われる。

(2) 附属機関委員の報酬及び費用弁償について
(1)で述べた組織を構成する委員は非常勤の特別職職員（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）に当たるものと考えられ、役務の対価として、地方自治法第 203 条の 2 で定められた報酬及び費用弁償が支給されるべきと思われる。しかしながら、下記組織の役務の対価は、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例で規定されるべきところ、要綱で報償費（謝礼）として規定されている。

(3) 附属機関委員とその他の委員に係る報酬及び費用弁償について
ア.10 月 16 日に開催された下呂市地域公共交通会議に係る役務の対価は、(2)で述べたように、要綱による取り扱いにより報償費の支出科目で謝礼として支払われており、費用弁償は支払われていない。条例を整備し、報酬、費用弁償が支払われるべきと思われる。
イ.下呂市立金山病院改革プラン策定及び評価委員会は、条例、法律、規則に照らし合わせてみても、附属機関として位置づけられていない。また、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定もなく、専門委員としても該当しない。このことから 10 月 23 日開催の同委員会に係る謝礼は、要綱に基づいて報償費として支払われているが、同時に費用弁償が支払われている。この費用弁償の支給については、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項の規定により適正を欠く。なお、その所掌事務から附属機関としての性格を有しているものと思われるので、条例の整備について検討すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区分
（該当に〇印）</td><td>〇</td><td>1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>3. 未実施（何もしていない場合）</td></tr>
<tr><td>措置状況の内容</td><td colspan="2">令和 2 年 3 月定例会において、附属機関を整理し、適正な運用を図るため、附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を制定し、令和 2 年 4 月 1 日施行しました。</td></tr>
</table>

【監査対象課名:総務課】　　（定期監査結果報告日:平成 31 年 3 月 28 日）

指摘事項	（日額旅費について） 日額旅費は、下呂市職員等の旅費に関する条例第 18 条で、市長が日額旅費を支給することが適当と認めたものについて支給されることになっている。しかしながら、企業展への出展という通常の目的と思われる4泊5日の県外出張に係る旅費が、日額旅費の計算により支給されていた。下呂市職員等の旅費に関する条例第6条第1項に掲げる旅費においては、日額旅費の支給要件が一律に適用されるものではないため、この取り扱いは適正を欠く。	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	日額旅費を適用する旅行については、下呂市職員等の旅費に関する条例第 18 条の規定どおり運用するよう、関係各部課に周知しました。	

【監査対象課名:財務課、上下水道課、下呂温泉合掌村、金山病院】

（定期監査結果報告日:平成 31 年 3 月 28 日）

指摘事項	（財政状況の公表について） (1)一般会計・特別会計 地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に基づく下呂市財政事情の作成及び公表に関する条例第 3 条で、公表する財政事情の内容が定められているが、そのうち一時借入金の現在高は公表されていない。平成 30 年 9 月末日現在の一時借入金はないが、借り入れがないことを公表すべきと思われる。 (2)企業会計 企業会計の財政状況の公表については、地方公営企業法第 40 条の 2 第 1 項に基づく下呂市水道事業の設置等に関する条例第 7 条第 2 項、下呂市下呂温泉合掌村条例第 8 条第 2 項及び下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例第 6 条第 2 項で、公表する業務状況の内容が定められていますが、そのうち事業の概況については、いずれも公表されていない。	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	【財務課】 6・12 月広報げろの財政状況（台所事情）で公表済です。 【上下水道課】 財政事情の公表は、「当初予算の概要」、「決算の概要」、「財政状況資料集」、「財務書類」、「財政健全化4指標」、「財政シミュレーション」などを公表しているが、より分かりやすい情報となるよう工夫しながら市ホームページの充実に努めます。 【合掌村】 (1) 令和元年 6 月、広報げろに一時借入金の現在高について公表しました。 (2) 事業の概況について、令和 4 年 3 月 31 日現在分を広報げろで公表するよう調整します。 【金山病院】 決算書については市のホームページ上で公開中です。	

【監査対象課名:健康医療課】　　（定期監査結果報告日:平成 30 年 12 月 27 日）

指摘事項	（繰越調定について） 下呂市会計規則第 18 条により、当該年度において調定した歳入で当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかったものがあるときは、翌年度の 6 月 1 日、さらに翌年度末までに収納されなかったものは、翌々年度の 4 月 1 日に繰越調定をすることが定められている。これについて、下記の収入未済金は、平成 30 年 4 月 1 日に繰越調定をすべきところ、この手続きがされていない。チェック機能を強化し、適正な事務処理に努めること。【妊婦健康診査費助成金返還金（10,450 円】	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	毎年度末において、当該調定すべき収入未済金の有無を確認することを課員に徹底しました。なお、平成 30 年度以降繰越調定をすべき案件はありません。	

【監査対象課名:下呂温泉合掌村】　　（定期監査結果報告日:平成 31 年 3 月 28 日）

指摘事項	（物品整理簿の整備について） 合掌村の物品管理は、下呂温泉合掌村事業会計規則第 62 条の規定により物品整理簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理すべきところ、物品整理簿が作成されていない。	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	消耗品管理倉庫に物品整理簿（消耗品在庫管理簿）を備え付けました。 整理簿は、物品の追加及び持ち出しがあれば、日付、店舗名、持出者、入出個数、在庫数を必ず記載することを徹底し、数量、使用の状況を管理しています。	

令和元年度

【監査対象課名:財務課】　　（定期監査結果報告日:令和 2 年 3 月 27 日）

指摘事項	（小坂診療所医師住宅の管理区分について） 行政財産である市立小坂診療所医師住宅3棟は、会計区分を一般会計として固定資産台帳に登載されている。本来、国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）で管理すべき財産であることから、適正な会計区分に改めてください。	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	令和 2 年 9 月、固定資産台帳の異動処理を行うとともに、令和 2 年 9 月補正予算において、当該財産異動に伴い生じる必要な予算補正を行いました。	

【監査対象課名:市民活動推進課】　　（定期監査結果報告日:令和 2 年 3 月 27 日）

指摘事項	（「社会教育に関すること」の事務分掌について） 社会教育に関することは、地方自治法第 180 条の 8、社会教育法第 5 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 項第 12 号などで、教育委員会の所管になっており、地方自治法第 158 条第 1 項には、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。（略）」と規定されていることから、社会教育に関することを市長の職務権限に属するとしている市行政組織条例第2条第1項第1号の規定は適正を欠きます。	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	現在の下呂市行政組織条例第 2 条(1)コで謳う「社会教育に関すること」については、令和 4 年度の組織改編に併せて、分掌事務より当該表記を削除するよう条例担当部署と調整し、令和 4 年第 2 回定例会において市行政組織条例の一部改正が行われる予定です。	

【監査対象課名:危機管理課】　　（定期監査結果報告日:令和 2 年 3 月 27 日）

指摘事項	（御嶽山山岳遭難防止対策協議会補助金の精算について） 平成 30 年度御嶽山山岳遭難防止対策協議会の収支決算は、収入総額 622,980 円に対し、支出総額は 582,489 円となっており、差引き 40,491 円が翌年度へ繰り越されている。収入の大部分を占める補助金は 620,000 円で、支出総額より 37,511 円多い額が交付され精算が行われていない。平成 29 年 11 月に、行政監査結果報告の中でも指摘したが、地方財政法第4条第1項には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない。」と定められていることからも、事業費の総額を上回る補助金の支出は適正を欠く。	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	令和元年度補助金分の収支における余剰額については、繰越金とせず、余剰金全額戻入しました。	

【監査対象課名:金山振興事務所】　　（定期監査結果報告日:令和元年 12 月 25 日）

指摘事項	（収入不明金について） 市会計規則第 10 条には、特別の場合を除いて、現金を収納したときは当日中に現金払込書兼領収証書に現金を添えて指定金融機関等へ払い込まなければならないと定められており、一時保管することはできないことになっている。しかし、金山振興事務所窓口において、3 月 29 日、収納金額の集計時に収納経緯が不明な現金（15,000 円）が発生し、この現金は市会計事務マニュアルに基づいてその日のうちに原因追究等が行われていますが、未だ原因が判明していない。こうした事案は、収納金が未納扱いになってしまう恐れがあり、市民の信頼を損なうことにもなりかねない。現金を取り扱うことの重要性を再認識し、引き続き原因を追究するとともに、今後は、厳正な現金管理を行ってください。

区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	現金取扱職員へ現金管理の重要性を認識させ、内部チェック体制の整備により確認作業を徹底し、厳正な現金管理に努めます。	

【監査対象課名：各部署共通事項】　（定期監査結果報告日：令和 2 年 3 月 27 日）

指摘事項	（歳入の調定について） 地方自治法第 231 条には、普通地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないとされ、下呂市会計規則でその手続きについて定められている。しかしながら、調定がされていないなどの事案が見受けられた。適切な事務処理に努めてください。	
区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	適切な事務処理に努めてまいります。	

【監査対象課名：各振興事務所】　（定期監査結果報告日：令和元年 12 月 25 日）

指摘事項	（原材料支給及び重機借り上げ制度に係る予算執行と要綱等の制定について） 今回の監査で、重機借上料の中には、地元区からの申請によらないものが4件、そのうち限度額とされる 15 万円を大きく超過しているものが 3 件見受けられた。地域の方の協働により運用されるこの制度の趣旨を踏まえ、適正な歳出科目で予算執行すること。また、各振興事務所で、この制度の取り扱いに一部差異が見受けられた。地域間における負担の公平性を図るため、統一した市の基準を定めておく必要があると考えられるので、現行制度の現状と課題を把握した上で、要綱等の制定について検討すること。	
区分 （該当に○印）		1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
	○	2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	令和 3 年度当初より下呂振興事務所が中心となり、各振興事務所・建設部・農林部と協議し、「下呂市重機借上・原材料支給事業実施要綱（案）」を作成しました。 当該要綱（案）は、令和 4 年度から実施できるように法令審査等の諸手続きを進めます。	

【監査対象課名:下呂温泉合掌村】　　（定期監査結果報告日:令和 2 年 3 月 27 日）

<table>
<tr><td>指摘事項</td><td colspan="2">（公営企業における会計事務について）
・下呂温泉合掌村事業における会計事務の権限について
　下呂温泉合掌村事業における会計事務の一部は、地方公営企業法第 34 条の 2 ただし書きに基づいて、下呂市下呂温泉合掌村条例第 6 条により会計管理者が行っており、事務の内容は、「公金の収納又は支払いに関する事務」及び「公金の保管に関する事務」となっています。しかしながら、実務においては、会計管理者によって支出負担行為に関する確認事務が行われています。会計管理者がつかさどる会計事務については、地方自治法第 170 条第 2 項で、「現金の出納及び保管を行うこと」（第 1 号）と「支出負担行為に関する確認を行うこと」（第 6 号）は明確に区分されていることから、支出負担行為に関する確認行為の権限を会計管理者が行うのであれば、そのことを条例で明記する必要があると思われます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区分
（該当に〇印）</td><td></td><td>1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）</td></tr>
<tr><td>〇</td><td>2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>3. 未実施（何もしていない場合）</td></tr>
<tr><td>措置状況の内容</td><td colspan="2">　これまで、下呂市下呂温泉合掌村条例第 6 条は、会計管理者の支出負担行為に関する確認も含めるという認識をしていました。引き続き会計管理者が、支出負担行為に関する確認を行う場合は、下呂市下呂温泉合掌村条例第 6 条の会計事務処理に、「支出負担行為の確認に関する事務」を加えるよう調整の上、令和 4 年度中に条例改正を行うようにします。</td></tr>
</table>

令和2年度

【監査対象課名:総務課】　　（定期監査結果報告日:令和 3 年 3 月 23 日）

<table>
<tr><td>指摘事項</td><td colspan="2">（下呂市公文書規程について）
　下呂市公文書規程第 2 条第 1 項に文書とは「市において取り扱う書類及び各種記録（ 印刷物、図表、図面、写真等によるものを含む。） をいう。」と規定され、下呂市情報公開条例第 2 条第 2 項に行政情報とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（ 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ） であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定されている。
　情報公開の対象は当該実施機関が管理している行政情報であり、下呂市公文書規程の文書と同様であると考えられることから、文書と行政情報の定義が同一であることの必要性について精査されたい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区分
（該当に〇印）</td><td></td><td>1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）</td></tr>
<tr><td>〇</td><td>2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>3. 未実施（何もしていない場合）</td></tr>
<tr><td>措置状況の内容</td><td colspan="2">　同一のものとなるよう改正の検討を進めます。また、公文書規程は訓令であり外部に向けた例規ではない状態ですが、公文書は市民共通の財産であるという認識のもと、規程の条例化の検討も進めていきます。条例化に向けては保存年限の見直しや保存場所の見直しなど合わせて解決すべき問題が多数あり、改正も含めたそのスケジュールを本年度中に策定する予定です。</td></tr>
</table>

【監査対象課名:企画課】　　（定期監査結果報告日:令和 3 年 3 月 23 日）

指摘事項	（下呂市庁議等設置規程について） 市政の基本方針、重要施策の審議決定及び市組織内の総合調整を行い、計画的かつ効率的な市行政の推進を図るための会議として、下呂市庁議等設置規程第 2 条に政策会議と部長会議を規定し、第 4 条第 4 項に部長会議の定例会は、「原則として毎月第 3 月曜日に開催する。」と定めている。部長会議の開催状況について確認したところ、実際には毎週金曜日に開催されていることから、実態に合わせて規程を改正されたい。	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	下呂市庁議等設置規程を改正（令和 3 年 8 月 1 日施行）し、政策会議については「市長が必要と認める都度開催する」、部長会議については「市長の定める日に開催する」と改正しました。	

【監査対象課名:会計課】　　（定期監査結果報告日:令和 2 年 12 月 23 日）

指摘事項	（会計帳簿の管理について） ファイリングシステムの研修資料によると、文書の保管は、事務所内に設置されている現年度のキャビネットまたはファイルボックス（緑色）の収納場所に置いておくこと、保存は、保存年限が来るまで箱単位で書庫等に置いておくことと定義されている。今回の定期監査において、歳入簿、歳出簿、現金出納簿の保管及び保存状況について確認したところ、保管、保存共に紙媒体ではなく、財務会計システムによりデータで保管、保存されており、紙媒体による保存はしていないとの説明を受けた。文書の発生から廃棄するまでの流れを記録する一覧表として位置づけされている「ファイル基準表」にも歳入簿、歳出簿及び現金出納簿が登載されていないことから紙媒体では保存されていないと思われる。合併以降、平成 26 年度まで使用された旧財務会計システムの帳簿は、金山振興事務所電算室にある旧財務会計システムのサーバーからでなければ帳票の出力ができず、システムの保守期限も切れていることから今後閲覧できなくなることも心配される。ICT 化が推進される中、文書の紙媒体での保存は合理的でない面もあることから、県内の会計管理者会等において他市の状況を確認され、公文書の取扱い担当課である総務課と協議を行い、市の公文書は市民の財産であるという認識に立ち、情報公開にも確実に対応できる安全で適切な文書保存・管理に努められたい。	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	会計帳簿の管理について、下呂市会計規則第 75 条第 3 項に財務会計システムにデータを保管する場合は、帳簿の備え付けを省略することができる旨が規定されています。その一方で、下呂市公文書規程第 35 条では文書管理について、紙媒体を対象とするファイリングシステムにより管理するものと規定されていること及び下呂市情報公開条例第 2 条第 2 項で、行政情報は電子記録も含める旨規定されています。会計課が管理する帳簿類は、一会計年度でも相当の量となることから、文書管理所管課である総務課と協議を行い、電子記録の下呂市公文書管理規程への追加等の一部改正も含め、適切な会計帳簿の管理に努めます。	

【監査対象課名:商工課】　　（定期監査結果報告日:令和 3 年 3 月 23 日）

指摘事項	（創業支援事業者補助金について） 下呂市内 5 商工会連携事業として実施された「地域活力創出のための創業者等の支援強化創業者支援セミナー事業」に対し、市から補助金が交付されている。補助金交付申請書等では、金山町商工会長が申請者になっており、小坂町・萩原町・下呂・下呂市馬瀬・金山町商工会の 5 商工会が共同実施団体となっている。 この事業の実施に際し作成された創業者セミナー受講者募集リーフレットには、主催は下呂市商工会連絡協議会、事務局は金山町商工会と表示されている。これらの事実関係から、創業者支援セミナーの事業主体は下呂市商工会連絡協議会であり、補助金交付申請に係る関係書類の申請者が、市内全域で事業展開しているにも関わらず、同協議会の事務局である金山町商工会となっていることについて疑義が生じるものである。 補助金の交付申請等の手続きは、事業主体が行うものであることから、補助金交付申請等は下呂市商工会連絡協議会で行うべきである。	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	令和3年度は、申請者を下呂市商工会連絡協議会に改めていただきました。	

【監査対象課名:財務課、商工課】　　（定期監査結果報告日:令和 3 年 3 月 23 日）

指摘事項	（公有財産の管理について） 下呂市公有財産等の管理に関する規則（ 以下「規則」という。） 第 16 条に「総務部長は、財産台帳（ 様式第 2 号） を備え、公有財産の取得、処分その他の理由に基づく異動があった場合には、直ちにその増減異動を記録し、附属図面を整理しなければならない。」と規定されている。 この財産の異動増減の記録について、確認したところ、年 1 回としている旨の説明を受けた。財産の異動増減記録は、決算書の財産に関する調書に記載する計数の根拠資料となることから、財産台帳への記載漏れ等があってはならない。市有財産は市民の財産であるという認識に立ち、財産の異動があったときは、直ちにその異動増減を台帳に記録し適正な財産管理をされたい。 また、市有地の一部を民間事業所等に貸し付けする場合、規則第 17 条に「部等の長は、財産貸付（ 使用） 簿（ 様式第 3 号） を備えその所掌に属する公有財産の貸付け、使用許可等について必要な事項を記録しなければならない。」と規定されている。民間事業所との賃貸借契約に基づき貸し付けを行っていながら、財産貸付（ 使用） 簿に記録していない事案が確認されたので、規則の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 （該当に○印）	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	【財務課】 ・あらかじめ予算書から公有財産の取得や解体などの経費を掌握するとともに四半期ごとに執行状況を把握し、経費所管部署に対しては財産異動があった場合は随時報告をするよう、周知に努めています。 【商工課】 ・令和 3 年度、民間事業所の工場用地内の市有地は、市道敷として「下呂市固定資産台帳」に記載するとともに、財産貸付簿に記録しました。	

【監査対象課名:各振興事務所】　　（定期監査結果報告日:令和 2 年 12 月 23 日）

<table>
<tr><td>指摘事項</td><td colspan="2">（随時の収入にかかる調定事務について）
地方自治法第 231 条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。随時の収入のうち各種証明書発行に係る手数料等、担当課窓口で口頭により現金を収受するような収入については、その性質上事前に金額を把握することは困難であり、事後調定をせざるを得ないと考えられる。このような収入については、事務の簡素化を図るため一定期間分をまとめて一括で調定できるよう、市会計規則に一括して調定できる旨の規定を整備されたい。また、今回の監査により、各振興事務所が取り扱う施設使用料の調定状況について確認したところ、一部の施設使用料について、その都度事前調定されるべきところ、一括で調定されている事案が確認されたほか、収入年度の誤りがある事案が確認されたことから、適正な事務に努められたい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区分
（該当に〇印）</td><td></td><td>1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）</td></tr>
<tr><td>〇</td><td>2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>3. 未実施（何もしていない場合）</td></tr>
<tr><td>措置状況の内容</td><td colspan="2">窓口手数料や畜犬、福祉パスポート等の臨時収入についてはレシート等領収書に代わるものを申請者に渡して、その後、その都度もしくは 1 日分を合計して起票し当日又は翌日納入しています。（事後調定）
施設使用料については無人施設等もあることから、利用実態と市民の利便性を図る観点から、使用料を後納できる規定を追加することも視野に検討中です。</td></tr>
</table>

【監査対象課名:上下水道課】　　（定期監査結果報告日:令和 3 年 3 月 23 日）

<table>
<tr><td>指摘事項</td><td colspan="2">（下呂市上下水道運営委員会に係る必要事項の定めについて）
下呂市上下水道運営委員会（ 以下「委員会」という。） に関し必要な事項について、下呂市水道事業給水条例第 47 条第 2 項では「規則」で定めると規定され、下呂市上下水道運営委員会規則で詳細が規定されている。また、下呂市下水道条例（ 以下「下水道条例」という。） 第 39 条第 2 項では「水道事業等管理規程」で定めると規定されており、同一の委員会に関する規程であるにも関わらず、その規定内容が異なっている。
委員会に係る規定は下呂市水道事業等管理規程ではなく、下呂市上下水道運営委員会規則で定められていることから、下水道条例の委員会に関する規定について、「規則」に改められたい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区分
（該当に〇印）</td><td>〇</td><td>1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>2. 改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>3. 未実施（何もしていない場合）</td></tr>
<tr><td>措置状況の内容</td><td colspan="2">下呂市下水道条例第 39 条第 2 項について、誤った字句を正しく改めました。</td></tr>
</table>

【監査対象課名：上下水道課、下呂温泉合掌村、金山病院】　（定期監査結果報告日：令和 3 年 3 月 23 日）

指摘事項	（出納取扱金融機関の検査について） 　地方公営企業法施行令第 22 条の 5 に、「管理者は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならない。」と規定されている。 　この検査の実施状況について、担当課に確認したところ、管理者による検査は実施していないとのことであったので、会計管理者が実施する一般会計・特別会計の指定金融機関の検査と連携を図るなどして検査を実施されたい。	
区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	【上下水道課・下呂温泉合掌村】 ・会計管理者が実施する検査と連携し、検査を実施しました。 【金山病院】 ・一般会計、上下水、合掌における令和3年度出納取扱金融機関検査の実施に立ち合い、会計課から関係資料を取り寄せ現在病院事業に合うよう検査内容を精査しており、飛騨農協金山支店との間でも協議を行い令和 4 年 2 月中に検査を実施できるよう調整中です。	

【監査対象課名：各部署共通事項】　（定期監査結果報告日：令和 3 年 3 月 23 日）

指摘事項	（調定の時期について） 　地方自治法第 231 条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。 　ただし、随時の収入のうち各種証明書発行に係る手数料等、担当課窓口で口頭により現金を収受するような収入については、その性質上事前に金額を把握することは困難であり事後調定せざるを得ない。このような例外を除き収入に当たっては、先に調定を行うことが前提になることから、その都度調定し、それに基づいて収納することが必要となる。 　各課が取り扱う収入の調定状況について確認したところ、調定すべき時期に調定されていないもののほか、監査日時点において未調定となっている事案が何件か確認されたため、その都度、個々に指摘したところであるが、調定のあり方について、職員に文書、研修等で再度周知徹底され、収入に係る適正な事務処理をされたい。	
区分 （該当に○印）	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．改善中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未実施（何もしていない場合）
措置状況の内容	【総務課】 　窓口で現金を扱う出納員・現金取扱員を対象とした研修を毎年実施いたします。この研修で正規の事務取扱に対する理解を深め、適正な事務を行ってまいります。	